

第7回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和5年1月30日(月) 15:00~17:00

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料2：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【危険な盛土等の応急対応】

○応急対応は根拠条文が明確でないため、法的位置付けや全体に至るまでの流れを整理し、ガイドラインに提示する必要がある。

○危険切迫時の住民への周知、情報公開は躊躇なく行うことをガイドラインに記載してほしい。

⇒適切にガイドラインに記載する。

○危険な状態であることを周知された住民が、避難等について判断するのは難しい。また、避難指示は都道府県等が行うが、避難先は市町村となるため、連携方法の整理が必要である。

⇒避難の判断については個々の状況に応じた対応となるため一律に本ガイドラインに示すことは難しい。応急対応における市町村等との連携について、ガイドラインに記載することを検討する。

○平地での盛土であっても下方にため池が存在し、土砂が流動化した例がある。影響を及ぼし得る周辺住民の範囲は、必要離隔以上に土砂が流動化する可能性があることを但し書きとして記載した方が良い。

⇒検討する。

【土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法】

○許可申請時に申請者に申告させる事業期間の上限（5年間）は、再度延伸することを想定しているのか。

⇒変更許可申請があった場合に、工事の計画の変更については厳しく審査し、施行状況等を踏まえ申請内容を審査し、業者として適切に運用されている場合など、工事は安全に実施される可能性が高い場合には許可し、再度延伸が可能である。

○土石の堆積を、盛土に転用した場合、盛土としての品質を求めることは不可能であるため、盛土に転用されることの無いよう、事業期間の延伸には十分留意する必要がある。

⇒許可申請段階で、事業目的の具体性を確認することが重要であり、盛土に転用されるおそれがある事業の事業期間延伸が許可されることがないよう検討する。

【改善命令等の要件】

○危険性があるか判断するための安定計算は、地盤調査の実施を前提としていることを記載した方が良い。

⇒適切にガイドラインに記載する。

【改善命令の命令内容】

○命令の処分理由に、盛土と下流の人家の位置関係や距離を明示した方が良い。

⇒ガイドラインに追記する。

【土地所有者が不明な場合の不法・危険盛土等の対応方法】

○土地境界が曖昧で土地所有者を特定できない場合、どのように対応するのか。

⇒検討する。

○所有者不明土地での相続人の探索範囲は、配偶者と子のみで充分なのか。

⇒災害防止のため、早期に手続きを進めるという観点から整理している。代執行後の費用徴収段階に

て、引き続き探索を行うことも考えられる。

【その他】

○不利益処分に関しては、行政手続法第12条の処分基準に該当する。処分基準は、基本的に自治体が検討する部分ではあるが、本ガイドラインの位置付けや取扱いを示した方が良い。本ガイドラインが処分基準であり、自治体ごとに必要に応じて別途基準等を設けることを本ガイドライン上で示すことができれば良い。

⇒本ガイドラインの位置付けを確認する。

(2) 不法・危険盛土等対処方策ガイドライン（案）

・事務局より「資料3：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【第2編 2章不法・危険盛土等の監視・発見】

○パトロール等について、努力目標でも良いので頻度の目安を記載したほうが良い。

⇒一律に定めるのは困難であるため、事例の掲載を含めて検討する。

【第3編 1章不法・危険盛土等発見後の行政対応】

○許可対象か許可対象外であるかで、監督処分か改善命令での対応になるかが分かれることを、時系列等で分かりやすく示した方が良い。

⇒検討する。

【第3編 3章危険な盛土等の応急対応】

○周辺住民への周知について、影響が懸念される場所にある鉄道や高速道路といった民間企業施設も含まれることを記載した方が良い。

⇒民間業者や公共施設管理部局への周知も含まれる記載に修正する。

【第3編 4章監督処分】

○場所や違反内容は公表する必要があると考えるが、被処分者個人の名前や会社名というものも公表の対象としてもよいのか。

⇒他のガイドラインなどを参考にし、現在盛土が行われている土地以外の場所で不法盛土等が生じないようにするための注意喚起を行うという趣旨を兼ねている。

⇒土地所有者であれば公表は必要ないのではないか。配慮した記載にした方が良い。

⇒①周辺住民への情報提供、②常習性や悪質業者に対する再犯防止という公表の趣旨を踏まえて、記載を修正する。

【第4編 1章関係部局との連携の在り方】

○連携会議等の会議名称は統一した方が良い。

【全体】

○「～であること」の部分は、「～望ましい」「～することが重要である」など明確な表現改めた方が良い。

⇒表現を改める。

(3) 今後のスケジュール

・事務局より「資料5：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上